

【レジメ1】  
公金の債権管理回収業務に関する法令と実務

内閣府主催 地方自治体職員向け研修会（於福岡市）

平成24年11月20日施行

公金の債権管理回収業務に関する法令と実務  
－債権管理にかかる地方自治法の規定を中心に－

東京弁護士会所属；弁護士 須田 徹

【 】内は参照条文のページ

## 1. 債権管理の基本原則

### （1）法令遵守

- ・自治法、自治令、民法、商法、民事訴訟法、民事執行法、民事保全法、破産法、民事再生法、各種行政法規等
- ・自治法2条16項【p5】、17項【p5】、98条1項（議会の検査権）【p5】、199条1項（監査）【p6】、242条1項（住民監査）【p8】、242条の2の1項（住民訴訟）【p8】
- ・地方公務員法32条【p14】、29条【p13】

### （2）公正かつ合理的・能率的な処理

自治法2条14項【p5】、15項【p5】

### （3）自治体にとって有利な処理

c f. 国の債権の管理等に関する法律10条【p12】

## 2. 債権の意義

### （1）自治法上の債権

金銭債権 自治法 240 条 1 項【p 8】

1) 財産 (自治法 237 条 1 項) 【p 8】

2) 物権と債権

物権・・・物に対する権利 ex. 所有権、抵当権

債権・・・人に対する権利

特定の人に特定の行為 (給付) を請求する権利

(2) 債権の分類

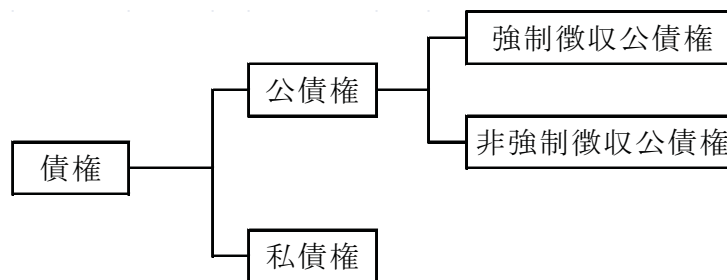
① 非強制徴収公債権

自治法 231 条の 3 第 1 項【p 7】 滞納処分による徴収不可

② 強制徴収公債権

自治法 231 条の 3 第 3 項【p 7】 滞納処分による徴収可

③ 私債権



(3) 公債権

1) 意義

・公法上の原因に基づいて発生

(公法上の) 法令又は法令に基づく行政処分により発生

・自治法 231 条の 3 第 1 項【p 7】

2) 種類

ア 地方税 (223 条【p 6】)

イ 強制徴収公債権 (自治法 231 条の 3 第 3 項【p 7】)

① 分担金 (224 条【p 6】)、加入金 (226 条【p 6】等)、過料 (14 条 3 項【p 5】等)

② 法律に滞納処分できる旨の規定がある。

下水道使用料 (自治法附則 6 条 3 号【p 9】)、保育所保

育料（児童福祉法 56 条 10 項【p 15】）、国民健康保険料（国民健康保険法 79 条の 2【p 16】）、介護保険料（介護保険法 144 条【p 16】）、道路占用料（道路法 73 条 3 項【p 16】）

ウ 使用料（225 条【p 6】）、手数料（227 条【p 6】）、  
その他は法律の規定がなければ非強制徴収公債権

#### （4）私債権

##### 1) 意義

- ・私法上の原因に基づいて発生する債権

契約、不法行為、事務管理、不当利得

##### 2) 貸付債権－母子及び寡婦福祉法に基づく生業資金貸付

###### ア 根拠法令

- ・母子及び寡婦福祉法（以下「母子寡婦法」という。）
- ・長崎県母子及び寡婦福祉資金貸付施行細則（以下「施行細則」という。）

###### イ 借受資格

母子寡婦法 6 条【p 17】、13 条 1 項【p 17】、32 条【p 17】

###### ウ 貸付けの手続き

- ・受付（施行細則 2 条【p 18】）・・・申込
- ・審査
- ・貸付決定（施行細則 3 条 1 項【p 18】）
- ・通知（施行細則 3 条 1 項【p 18】）・・・承諾
- ・借用書の提出（施行細則 5 条【p 18】）
- ・金銭の交付・・・債権発生

###### エ 法令の効力

- ① 法律や条令等の法令に基づいて発生するのではない。→相手方に対して直接的な効力を有しない。
- ② 内部的な拘束力を有する。
- ③ 法定約款ないし附合約款として間接的な効力を有する。但し、相

手方に対し、その内容について十分な説明が必要。→借用書等に法令を遵守する旨の誓約を入れる。

### (5) 公債権、私債権の区分に関する判例

- ① 公営住宅  
最判昭59. 12. 13【p25】
- ② 水道料金  
最決平15. 10. 10【p27】
- ③ 公立病院の診察料  
最判平17. 11. 21【p26】
- ④ 公立高校の授業料 公立幼稚園の保育料  
c f. 最判昭52. 3. 15【p27】  
c f. 最判平18. 11. 27【p27】

## 3. 債権管理に関する自治法の規定

### (1) 地方公共団体の長がなすべき措置（自治法240条2項【p8】）

#### 1) 督促 施行令171条【p9】

##### ア 適用範囲

- ・私債権のみに適用がある。
- ・公債権は自治法231条の3の1項【p7】による。

##### イ 督促する時期、督促の方法

- ・自治法に規定無し
- c f. 地方税については、納期限後20日以内に督促状を発しなければならないとされている（地税法66条1項【p15】）。
- c f. 江戸川区の場合、公債権については、江戸川区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例（以下「江戸川区督促延滞金条例」という。）2条1項【p24】により、納期限経過後20日目までに督促状を発しなければならないとされている。また、私債権については、江戸川区私債権管理条例6条【p19】、同条例施行規則3条【p23】により、20日以内に文書による督促を発しなければならないとされてい

る。

ウ 指定すべき期限

- ・自治法231条の3第1項【p7】、自治令171条【p9】に定めはない。
  - c f. 江戸川区の場合、公債権については、江戸川区督促延滞金条例2条2項【p24】により、督促状発行日から15日以内とされている。また、私債権については、江戸川区私債権管理条例6条【p19】、同条例施行規則3条2項【p23】により、督促状を発した日から15日以内において定めるとされている。

エ 督促の効力

- ・強制徴収公債権 滞納処分の前要件（自治法231条の3第3項【p7】）
- ・時効中断 自治法236条4項【p7】により絶対的な時効中断の効力 ただし、最初の督促のみ
- ・公債権 手数料、延滞金の徴収可（自治法231条の3第2項【p7】）
  - c f. 江戸川区督促延滞金条例3条【p24】

オ 再督促（催告）

- ・自治法に規定無し
- ・弁済を促すという事実上の効果を期待して行う。
- ・2回目以降の督促に民法153条【p1】の催告の効力はあるとするのが判例（最判昭43.6.27）

2) 強制執行等 施行令171条の2【p9】

ア 適用範囲

- ・私債権及び非強制徴収公債権
- ・強制徴収公債権は地方税の滞納処分の例による（自治法231条の3第3項【p7】）

イ 「相当の期間」とは

- ・債権の性質、取引の実態、時効期間の長短等を考慮して決すべきであるが、その認定が遅れて債権の完全な実現を阻害するこ

とのないよう配慮すべきである。一般的にはおおむね1年を限度とすべきであろう（以上、松本英昭著「逐条地方自治法第4次改訂版」920頁）。

c f. 江戸川区の場合、私債権については、1年を限度とするとしている（江戸川区私債権管理条例7条【p19】、同条例施行規則4条【p23】）。非強制徴収公債権については規定がないが、私債権と同様に扱うことになろう。因みに、強制徴収公債権については、督促状の指定期限後40日目までに滞納処分に着手するとしている（江戸川区督促延滞金条例5条【p24】）。

ウ 法的手続きを採らなかったとき

- ・相当期間経過後は違法になる。

c f. 最判平16. 4. 23【p26】、最判平21. 4. 28【p26】

c f. 津地判平17. 2. 24 固定資産税の延滞金徴収に係る怠る事実の違法確認を認めた。

c f. 名古屋高判平18. 1. 19 不動産取得税の延滞金徴収に係る怠る事実の違法確認を認めた。

- ・職務懈怠→損害賠償を受けることもあり得る（自治法242条の2の1項4号【p8】の「怠る事実」に該当する可能性がある。）。

c f. 浦和地判平12. 4. 24、東京高判平13. 2. 22  
市町村民税を時効消滅させた事案について市長に賠償義務を認めた。

エ 法的手続きを採らなくてもよい場合とは

- ① 徴収停止の措置をとる場合 とった場合ではない。
- ② 履行期限を延長する場合 延長した場合ではない。
- ③ その他特別の事情がある場合 どんな場合か？

オ 保証人に対する督促

- ・自治令171条の2第1号【p9】

- ・督促の時期・・・「相当の期間」とは

c f. 平20. 2. 21 広島地裁福山支部判決【p27】

c f . 平 2 4 . 7 . 1 8 東京地裁判決【 p 2 8 】

**3) 履行期限の繰上げ 施行令 1 7 1 条の 3 【 p 1 0 】**

ア 適用範囲

- ・ 公債権、私債権ともに適用がある。

イ 繰上事由

- ・ 法令 民法 1 3 7 条【 p 1 】、民法 9 3 0 条【 p 2 】等
- ・ 契約 期限の利益の喪失約款

ウ 法的効果

- ・ 期限の利益を喪失させる。→弁済期到来
- ・ 期限未到来部分について督促の効果発生
- ・ 私債権については、内容証明郵便を使うとよい。

**4) 債権の申出 施行令 1 7 1 条の 4 第 1 項【 p 1 0 】**

ア 適用範囲

- ・ 公債権、私債権ともに適用がある。

イ 申出事由

- ・ 強制執行 民事執行法 5 1 条【 p 3 】
- ・ 破産手続開始 破産法 1 1 1 条 1 項【 p 4 】
- ・ 民事再生手続開始 民事再生法 9 4 条 1 項【 p 4 】

ウ 法的効果

- ・ 配当手続きに参加

**5) 債権の保全 施行令 1 7 1 の 4 第 2 項【 p 1 0 】**

ア 担保提供

イ 仮差押え、仮処分

- ウ 上記以外の保全措置・・・債権者代位権（民法 4 2 3 条【 p 2 】）、  
債権者取消権（民法 4 2 4 条【 p 2 】）、時効中  
断（民法 1 4 7 条【 p 1 】） e t c

**(2) 地方公共団体の長がなすことのできる措置(自治法 2 4 0 条 3 項【 p 8 】)**

**1) 徴収停止 施行令 1 7 1 条の 5 【 p 1 0 】**

ア 適用範囲

- ・ 私債権及び非強制徴収公債権のみ適用

イ 適用要件

- ・所在不明の基準定立が必要

ウ 法的効果

- ・内部的手続きであり、債務者との法律関係に影響はない。→時効は進行する。
- ・徴収を停止した後の措置について規定がない。

c f . 江戸川区私債権管理条例 徴収停止後1年経過すれば債権放棄可（14条1項5号【p22】、施行規則5条【p23】）

2) 履行延期の特約等 施行令171条の6【p10】

ア 適用範囲

- ・私債権及び非強制徴収公債権のみ適用

イ 延長する期間

- ・特に定めなし 5年以内が相当

c f . 国の債権の管理等に関する法律25条【p12】

ウ 法的効果

- ・期限の利益を付与→遅滞は解消

エ 納付誓約書との関係

- ・実務慣行は違法な取扱い？

オ 民法上の和解との関係

- ・和解であれば、議会の議決が必要（自治法96条1項12号【p5】）

カ 特約等に付すべき条件

- ・利息は課すべき。できれば担保提供させる。
- ・期限の利益の喪失条項、住所変更通知義務、調査受忍義務等

c f . 国の債権の管理等に関する法律26条【p13】、27条【p13】

3) 免除 施行令171条の7【p11】

ア 適用範囲

- ・私債権及び非強制徴収公債権のみ適用

イ 適用要件

- ・使えない規定だと思われる。→条例で別に定める必要がある。



- c f. 自治法 96 条 1 項 10 号【 p 5】 債権放棄と債権免除は同義
- c f. 江戸川区私債権管理条例 14 条【 p 22】

### (3) 時効の特則

#### 1) 時効制度の概要

- ・取得時効と消滅時効

#### 2) 時効期間

- ・民法 167 条 1 項【 p 1】
- c f. 商法 522 条【 p 2】
- ・自治法 236 条 1 項【 p 7】 私債権は適用なし。

#### 3) 時効の援用・放棄

- ・民法 145 条【 p 1】、146 条【 p 1】
- ・自治法 236 条 2 項【 p 7】 私債権は適用なし。
- c f. 最判昭 46. 11. 30【 p 25】

#### 4) 時効の中断

- ・民法 153 条【 p 1】
- ・自治法 236 条 4 項【 p 7】 私債権、公債権双方に適用  
督促は 1 回だけ。何回も繰り返してダメ。

#### 5) 民法の準用

自治法 236 条 3 項【 p 7】

##### ア 時効の起算点

- ・民法 166 条 1 項【 p 1】 権利を行使することができるときから  
進行する。「権利を行使できるとき」とは、  
法律上の障害がなくなったときをいう。

##### イ 時効の効力

- ・民法 144 条【 p 1】 起算日にさかのぼる。

##### ウ 時効の中断事由

- ・債務承認も時効中断事由（民法 147 条 3 号【 p 1】）

### (4) 債権管理に関するその他の規定

#### 1) 歳入の調定及び納入の通知

- ・自治法 231 条【 p 6】 私債権、公債権双方に適用

2) 延滞金、手数料の徴収

- ・自治法231条の3の2項【p7】 条例に定めることが必要 私債権適用なし。

3) 送達

- ・自治法231条の3の4項【p7】 通常到達すべきときに送達があったものと推定される（地方税法20条4項【p14】）。私債権適用なし。

c f . 民97条【p1】

4) 債権放棄

- ・自治法96条1項10号【p5】
- ・条例で定めれば議会の議決不要←何でも可？

5) 訴えの提起等

- ・自治法96条1項12号【p5】
- ・自治法180条【p6】

c f . 最判昭59. 5. 31【p26】

(5) 欠損処理

1) 欠損処理が必要な場合

ア 債権が弁済及びこれに準ずる行為（相殺、代物弁済等）以外の理由により消滅したとき

イ 債権は存在するが、法律上又は事実上の理由により、徴収が不納若しくは著しく困難であると認められるとき

2) 欠損処理の方法

ア 上記1)、アのとき

- ・公債権について時効完成
- ・法人が破産したときはどうか。

破産手続開始決定→解散（会社法471条5号【p2】、641条6号【p3】、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律148条6号【p3】→法人は清算の目的の範囲内で破産手続きが終了するまで存続（破産法35条【p4】）

i) 同時廃止、異時廃止→清算終了していない→法人格は清算終了まで存続（会社法476条【p3】、一般社団法人及び一般財団法人に関する

法律207条【p3】）→破産法人に対する債権は当然には消滅しない。

c f. 名古屋高判平成21年6月30日、同年7月16日【p28】

c f. 東京高判平19. 5. 8【p28】

ii) 配当して終結→清算終了→法人格消滅→破産法人に対する債権は当然に消滅

・民事再生手続により再生計画の認可決定が確定したときはどうか。

民事再生法179条【p5】により再生債権は変更（配当を受けられなかった部分については消滅する。）

イ 上記1)、イのとき

・放棄の手続が必要

・議会の議決 自治法96条1項10号【p5】

・免除 自治令171条の7【p11】、個別法規

c f. 江戸川区私債権管理条例14条【p22】